光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十四年十一月十五日
記事　一時変更
名称　細島港船だまり防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県細島港（船だまり防波堤外端）
北緯　三二―二五―四三
東経　一三一―四〇―〇三

変更した事項
名称　細島港南沖防波堤北灯台
位置
所在地　宮崎県細島港（南沖防波堤北端）
北緯　三二―二六―五五
東経　一三一―四一―四二
灯質　単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十四年十一月十五日

○関東地方整備局告示第四百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　小田原都市計画道路事業三・五・十号城山多古線及び三・五・二号小田原山北線
三　事業施行期間　自平成二十四年十二月十九日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　神奈川県小田原市久野字山神下及び字多古境、多古字下山神、字上山ノ神及び字妙泉寺前並びに穴部字下河原、字東久保、字上河原及び字中久保地内
　使用の部分　神奈川県小田原市久野字多古境及び多古字下山神地内

○中部地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、平成二十四年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十九日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
静岡市清水区小島町字無東坂一三九三番一地内	前	一三・九〇～二四・二〇	〇・〇二九
	後	一八・四〇～二四・二〇	〇・〇二九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

○中部地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、平成二十四年十二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十九日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	名古屋市南区要町五丁目七七番二から同市南区要町四丁目二九番三まで	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十九日

国会事項

衆議院

辞令

衆議院参事に任命する
国際部長を命ずる（十二月十七日）

岩藤　俊幸

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十八日カタール国の国祭日につき、同月十七日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年十二月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十五年一月二十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券　番号（発行年月日）	返納すべき旅券　名義人	返納理由
見立　真一（昭和五十四年三月十六日）	東京都杉並区	TH九四七〇四七六（平成二十一年六月十九日）	見立　真一	平成二十四年十二月三日、東京簡易裁判所から凶器準備集合事件の被疑者として逮捕状が発付された。
百井　茂（昭和五十七年六月二十九日）	東京都杉並区	TK二八〇九一六八（平成二十二年九月九日）	百井　茂	平成二十四年十二月三日、東京簡易裁判所から凶器準備集合事件の被疑者として逮捕状が発付された。
栗原　克一（昭和六十一年三月三十日）	東京都杉並区	TK四八六七五五一（平成二十三年六月二十八日）	栗原　克一	平成二十四年十二月三日、東京簡易裁判所から凶器準備集合事件の被疑者として逮捕状が発付された。
岡﨑　修一（昭和六十年九月十九日）	東京都杉並区	TK四八六七六一二（平成二十三年六月二十八日）	岡﨑　修一	平成二十四年十二月三日、東京簡易裁判所から凶器準備集合事件の被疑者として逮捕状が発付された。